

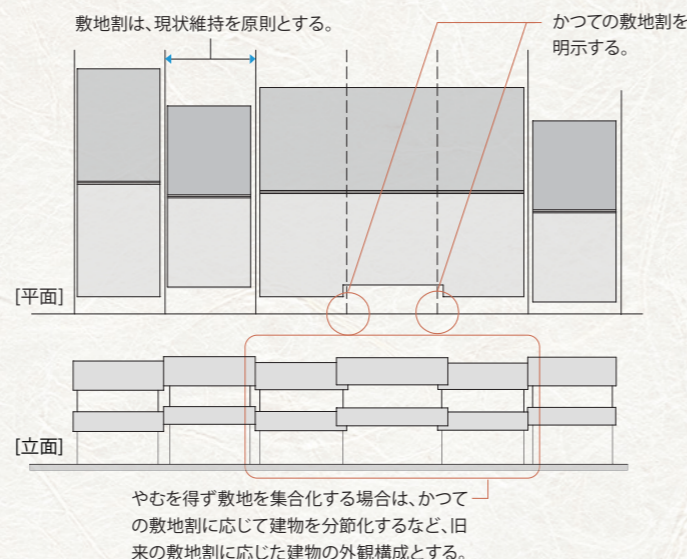
## 敷地割

### 【修景基準】

- ◆現状維持を原則とする。

### 【修景基準細則】

- ◆敷地割は、現状維持を原則とし、歴史的な町並みを構成する建物間口を継承した意匠とする。やむを得ず敷地を集合化する場合、かつての敷地割に応じて建物を分節化するなど、旧来の敷地割に応じた建物の外観構成とする。それに加え、かつての敷地割の位置を明示することとする。



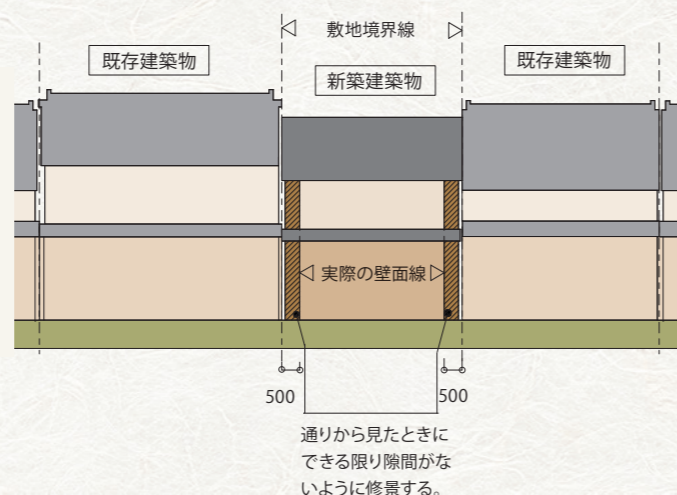
## 位置・規模

### 【修景基準】

- ◆両隣との位置及び前後の位置は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。

### 【修景基準細則】

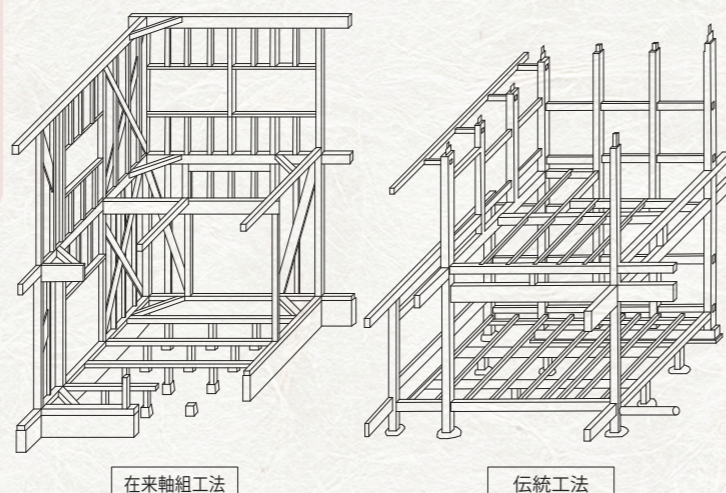
- ◆2階の壁面の位置は、道路境界線から概ね1～1.5mセットバックするものとし、建物の位置は、周囲の伝統的建造物と連続することを重視して決定する。  
※龍野の建築は、ミセノマの在り方や軒切りの歴史などもあり、1階の壁面線は必ずしも定まてはいないが、2階の壁面線については、一定の位置で揃えることにより、町並みの調和を図るものとする。
- ◆施工上の問題などで、隣接する敷地境界線から建物が大きく離れる場合には、通りから見たときに敷地境界と建物の間にできる限り隙間がないように修景する。



## 構造

### 【修景基準】

- ◆原則として在来軸組工法又は伝統工法とする。ただし、規模や用途等により、やむを得ず他の構造とする場合は、地区内に存在する類似する建造物の意匠を踏まえるなど、町並みと調和するものとする。



## 基礎

### 【修景基準】

- ◆基礎の立ち上がり部分は見えないようにする。

### 【修景基準細則】

- ◆基礎の立ち上がり部分は、タイルや石、板を貼るなど、外観上見えないように工夫する。



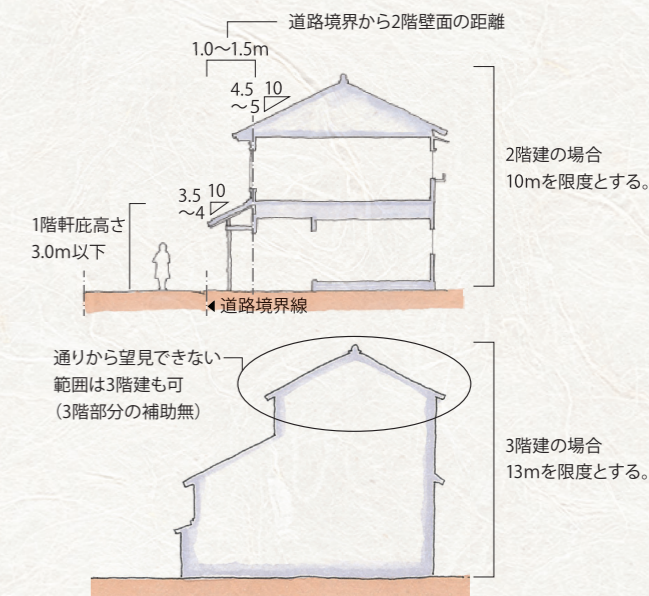
## 高さ

### 【修景基準】

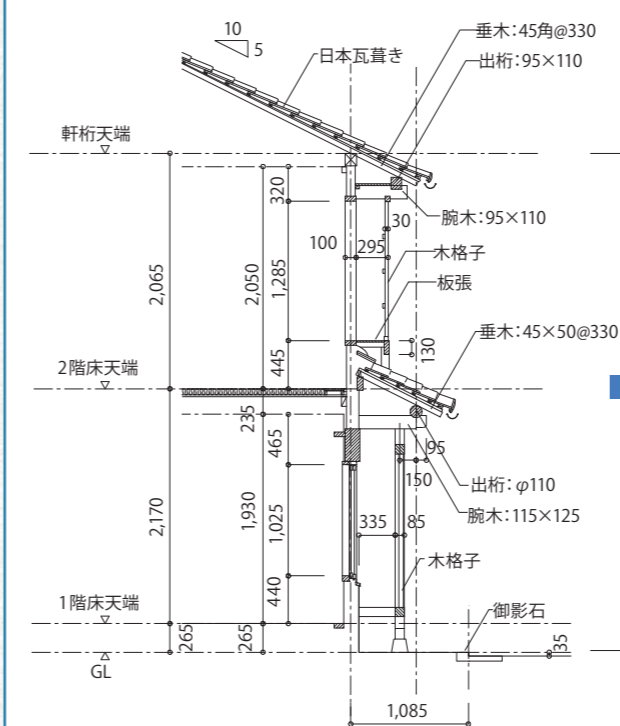
- ◆地上2階建以下を原則とする。
- ◆主たる通り側の1階庇の高さ及び2階屋根高さは、伝統的建造物の特性を維持したものとす。

### 【修景基準細則】

- ◆2階建を原則とする。ただし、3階部分の壁面を主たる通りから望見できないように後退させる場合は、3階建も可とする。その場合、3階部分は、補助対象外とする。
- ◆屋根の高さは、2階建の場合は、10mを限度とする。3階建の場合は、13mを限度とする。
- ◆1階軒庇の高さは、3mを限度とする。
- ※既に建っている建物を改修する場合は、現状の高さを限度とする。



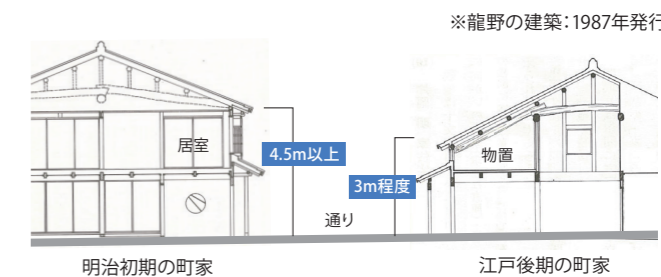
## 軒高について



軒高が4.5m以上の町家においては、2階表側に水平の棹縁天井を張った居室が成立していることが確認できます。しかも、これらの町家は、幕末から明治初頭にかけて建てられたものであることが、「龍野の建築」に記載されている町家家屋編年表から分かっています。

また、軒高の高低にもある程度の年代的な対応関係があり、本瓦から棧瓦へと切り替わる幕末から明治初頭の時期に、表側に水平天井を張った2階の居室が成立していることが分かります。

よって、軒高4.5mは、龍野の近世の町家と明治以降の町家を区別する一つの目安になると考えられます。



※龍野の建築:1987年発行